

農業委員および農地利用最適化推進委員を募集します。

令和9年1月21日をもって任期満了することに伴い、農業委員と農地利用最適化推進委員を次のとおり募集します。

農業委員の要件	農地利用最適化推進委員の要件
農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者 (※)利用の最適化とは、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進のことです。

●推薦書・応募申込書は農業委員会事務局に備えています。町ホームページからもダウンロードできます。

項 目	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集方法	個人や法人・団体からの推薦及び一般応募	
募集人数	7 名	8 名
職 務	農地等の利用の最適化推進に関する事項 その他の農業委員会の所掌に関する事項	区域内の農地利用の最適化の推進に関する事項
資 格	次の要件に該当する者 (1)中土佐町に住所を有すること（例外あり） (2)中土佐町の職員でないこと (3)公租公課に滞納がないこと (4)農業委員会等に関する法律第8条第4項※に該当しないこと ※①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ②拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者	
応募方法	推薦書または申込書に必要事項を記入し、書類を農業委員会事務局へ提出してください。 受付時間 平日の午前8時30分～午後5時15分	
募集期間	令和8年8月17日(月)～9月14日(月) 最終日は午後5時までに必着	
任 期	令和9年1月22日～令和12年1月21日	委嘱された日～令和12年1月21日
報 酬 (月額)	会長 31,000円 委員 21,500円	委員 21,500円
選任方法	募集期間中と終了後に推薦及び応募状況を公表し、提出された書類をもとに候補者の審査を行い、町議会の同意を得て町長が任命します。	募集期間中と終了後に推薦及び応募状況を公表し、提出された書類をもとに農業委員会で選出し、委嘱します。
その他	(1)農業委員と農地利用最適化推進委員との兼務はできません。ただし、同時に推薦・応募はできます。 (2)申込書等の内容は、住所・電話番号・農業所得を除きホームページ等で公表します。 (3)身分は非常勤の特別職公務員となり、業務には守秘義務が伴います。	
	農業委員の定数の過半数は、原則として認定農業者でなければならないと定められています。	中土佐町を3区域に分け、各区域で2名から3名委嘱します。区域の分け方等、詳しい内容はホームページをご覧ください。直接お問い合わせ下さい。

問い合わせ先 中土佐町農業委員会事務局 ☎0889-52-2471

農地利用最適化推進委員の区域

通し 番号	区域名称	区域の範囲	定数
1	大野見地区	野老野・竹原・梅ノ川・川奥・長野・三ツ又・楨野々・伊勢川・奈路・島ノ川・吉野・橋谷・久万秋・荒瀬・神母野・寺野・大股・萩中・下ル川	3
2	久礼地区	久礼町分・大新改・和田・大坂・長沢・常賢寺・川崎・芝・ゆずりは・楠ノ川・黒石野・桃浦・観音堂・松ノ川・大柵・道ノ川・萩原・築港・鎌田・大野	3
3	上ノ加江・矢井賀地区	小草・笹場・押岡・汐満・上ノ加江町分・大川内・山内・網代・矢井賀	2